

特別養護老人ホーム「広洋苑」

指定管理者募集要項

令和 2 年 4 月
本荘由利広域市町村圏組合

本荘由利広域市町村圏組合公の施設に係る指定管理者の募集要項

1 施設の概要、管理業務の内容及び管理させる期間

- (1) 施設名称 本荘由利広域市町村圏組合特別養護老人ホーム「広洋苑」
- (2) 所在地 由利本荘市岩城内道川上山 1 3 4 番地
- (3) 施設の沿革
昭和 4 9 年 4 月に本荘由利広域市町村圏組合立の特別養護老人ホームとして開設し施設入所定員 5 0 人で運営。平成 1 9 年 1 1 月 1 日から現在の地に改築し、施設入所定員 1 0 2 人、ショートステイ 8 人で運営。
- (4) 管理業務仕様
別紙「本荘由利広域市町村圏組合特別養護老人ホーム「広洋苑」指定管理者管理業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり
- (5) 指定管理期間
令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日 (5 年間)

2 申請をする団体に必要な資格等

- (1) 申請をする団体に必要な資格
 - ア 由利本荘市又はにかほ市内に主たる事務所及び事業所を有する社会福祉法人(以下「法人」という。)
 - イ 特別養護老人ホーム等の管理に関する業務の実績がある者
- (2) 申請をすることができない団体
 - ア 地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 6 7 条の 4 第 2 項のいずれかに該当する団体で、その事実があった後 2 年を経過していない者(同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後 2 年を経過していない者を代理人、支配人その他使用人として使用する団体を含む。)
 - イ 申請の日において、現に由利本荘市又はにかほ市の指名停止処分中の団体
 - ウ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更正手続が開始されている団体
 - エ 由利本荘市又はにかほ市において、法人市民税、固定資産税、その他市税(以下「市税」という。)を滞納している団体及び市税を滞納している者が代表を務める団体
 - オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある団体等

3 申請の手続

(1) 申請書に添付する書類

- ア 指定申請書（様式 2）
- イ 申請団体役員名簿（任意様式）
- ウ 公の施設の管理運営業務に関する事業計画書（様式 3）及び年度毎（2 ヶ年）の収支計画書（様式 3-2）
- エ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- オ 法人の登記事項証明書
- カ 直近 2 ヶ年の事業年度に係る申請団体の事業概要を記載した書類
- キ 直近 2 ヶ年の事業年度に係る申請団体の収支決算書又はこれに類する書類
- ク 直近 2 ヶ年の事業年度に係る申請団体の財産目録又はこれに類する書類
- ケ 直近 2 ヶ年の事業年度に係る申請団体の貸借対照表又はこれに類する書類
- コ 申請書提出日現在の申請団体の組織図
- サ 申請書提出日現在の申請団体及びその代表者の市税の納税証明書
- シ 人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規程等）
- ス 管理させる公の施設又は類似施設の管理に関する業務の実績を記載した書類
- セ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの
- ソ 直近に受審した施設の福祉サービス第三者評価の結果
- タ その他組合が必要とし、提出を求める書類

(2) 提出場所

〒015-0871 由利本荘市尾崎17番地

本荘由利広域市町村圏組合事務局総務課（TEL0184-23-2019）

(3) 提出期限

別紙公募参加申込書 令和 2 年 6 月 23 日（火）午後 5 時

（参加申込書を提出しない団体は、申請書の提出はできません。）

申請書及び添付書類 令和 2 年 7 月 10 日（金）午後 5 時

（申請書及び添付資料は、管理者が特に指示し、再提出又は追加提出をさせる場合を除き、期限後に変更又は追加提出はできません。）

(4) 提出部数

15 部（正本 1 部と、正本を複写した副本 14 部）

(5) 著作権の帰属

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、組合は、事業の公表等必要な場合は、組合が無償で利用できるものとする。また、提出書類は、個人情報保護法その他の法令、条例又は規則で定めるものを除き、公開される可能性があります。

なお、提出いただいた書類は、返却しません。

(6) 費用の負担

申請に要する費用は、申請者の負担とします。

4 選定の方法及び基準

次に掲げる基準に照らし、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

なお、審査基準は次のとおりです。(括弧内は配点)

(1) 住民の平等利用の確保 (適合しなければ失格)

- ア 一部の住民に対する不当な利用制限はないか。
- イ 一部の住民を不適當に優遇していないか。
- ウ 利用者に対する平等かつ公正な利用の確保。
- エ 公共性に対する理解、法令等の遵守。

(2) 開業準備と人材確保 (適合しなければ失格)

- ア 受託者は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し必要な研修等を行うこと。
- イ 受託者は、委託者が正職員を本施設に派遣する場合 (費用負担割合は、別に定める) は、受け入れること。

(3) 住民に対するサービスの向上 (10点)

- ア 住民にとって利便性が高まっているか。
- イ 初めての利用者に対して利用しやすい環境整備を行っているか。
- ウ 利用料金等の設定金額はどうか。

(4) 公の施設の設置目的の効果的な達成 (30点)

- ア 施設の利用を促進させる情報提供等方策がとられているか。
- イ 住民からの要望に対し、柔軟に対応できる計画となっているか。
- ウ 管理運営業務の計画に創意工夫が図られているか。
- エ 地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。
- オ 地域活性化に資する事業計画となっているか。
- カ 事業計画書に記載された内容の実現性

(5) 公の施設の適正かつ効果的な管理運営 (30点)

- ア 管理に係る収支計画は適正か。
- イ 管理経費の縮減に向けた取り組みがなされているか。また、経費の縮減が利用サービスの低下を招いていないか。
- ウ 個人情報保護の体制とそのチェック機能は十分か。
- エ 施設の質を維持又は向上させるものであるか。
- オ 利用者及び施設管理業務の従事者の安全管理が適切に計画されているか。

(6) 適正かつ確実な施設運営を行う申請団体の能力 (30点)

- ア 経営状況や財務状況は問題ないか。

- イ 法令等を遵守した経営が行われているか。
- ウ 当該施設又は類似施設の管理及び運営の実績はどうか。
- エ 苦情処理や災害等の緊急時に迅速かつ適正に対応できる体制であるか。
- オ 人員配置計画は妥当か。
- カ 施設の維持管理に必要な資格等を有する者の確保がなされているか。
- キ 職員の資質向上に向けた取り組みを行っているか。

(7) 選定結果の通知

申請書及び添付書類の提出締め切り後、本荘由利広域市町村圏組合指定管理者選定委員会で審議した後、速やかに選定結果を申請団体に通知します。

5 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに組合に報告しなければなりません。
- (2) 指定管理者の責に期すべき事由により、適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合は、組合は、指定管理者に対し改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及びその実施を求めることができます。
この場合において、指定管理者が定められた期間内に改善することができなかったときは、組合は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (3) 指定管理者が組合の指示に従わないときや、指定管理者の財務状況が悪化するなど指定管理業務の継続が困難と認められる場合は、組合は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (4) 指定管理者は、(2) 又は (3) により指定管理者の指定を取り消され、指定管理業務に係る債務不履行により、組合に対して損害が生じたときは、賠償の責めを負うこととなります。
- (5) 不可抗力その他組合又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合には、組合と指定管理者は、指定管理業務の継続の可否について協議することとします。

6 施設の現場説明会

- (1) 日時 令和2年6月9日(火) 午前10時
- (2) 場所 由利本荘市岩城内道川字上山134番地(現地)
- (3) 現場説明会に参加する団体は、事前に、「9 質問、お問い合わせ先」に連絡のこと。

7 その他

- (1) 申請団体に対し、申請書及び添付書類の説明を求めることがあります。
- (2) 指定管理者の候補者は、組合議会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

8 公募から管理運営の開始までのスケジュール

令和2年6月 1日 (月)	公募の公告
令和2年6月 1日 (月) ～6月11日 (木)	質問事項の受付
令和2年6月 9日 (火)	現場説明会の開催
令和2年6月23日 (火)	公募参加申込書の提出締切
令和2年7月10日 (金)	申請書等の提出締切
令和2年8月上旬	選定委員会による協議
	指定管理者の候補者の決定
令和2年12月下旬	組合議会で指定管理者の議決
～令和3年3月	指定管理者の指定 (告示)
	協定の締結
令和3年4月 1日 (木)	指定管理者による管理運営の開始

9 質問、お問い合わせ先

〒015-0871 由利本荘市尾崎17番地

本荘由利広域市町村圏組合事務局総務課 (Tel 0184-23-2019)

(FAX 0184-23-4022)

10 添付資料、様式

- (1) 指定管理者公募参加申込書 (様式1)
- (2) 指定管理者指定申請書 (様式2)
- (3) 事業計画書及び収支計画書 (様式3、様式3-2)
- (4) 質問票 (様式4)
- (5) 本荘由利広域市町村圏組合 特別養護老人ホーム「広洋苑」仕様書 (別紙含む)

様式 1

年 月 日

指定管理者公募参加申込書

本荘由利広域市町村圏組合 管理者 様

申請者 所在地

団体名

代表者職氏名

印

電話番号

本荘由利広域市町村圏組合公の施設に係る指定管理者募集要項により、下記の公
の施設の指定管理者の公募に参加をしたいので、申込みします。

また、所定の期日までに、指定管理者申請書に必要な書類を添えて、提出します。

記

施設名称 本荘由利広域市町村圏組合特別養護老人ホーム「広洋苑」

※ 公募参加申込書提出期限 令和 2 年 6 月 2 3 日（火）午後 5 時

様式 2

年 月 日

指定管理者指定申請書

本荘由利広域市町村圏組合 管理者 様

申請者 所在地

団体名

代表者職氏名

印

電話番号

本荘由利広域市町村圏組合公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、下記の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 公の施設の名称 本荘由利広域市町村圏組合特別養護老人ホーム「広洋苑」
- 2 公の施設の所在地 由利本荘市岩城内道川字上山134番地
- 3 添付書類
 - ☐ 指定を受けようとする公の施設の管理運営業務の事業計画書及び収支計画書
 - ☐ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - ☐ 当該法人の登記事項証明書
 - ☐ 直近2ヵ年の事業年度に係る申請団体の事業概要を記載した書類
 - ☐ 直近2ヵ年の事業年度に係る申請団体の収支決算書又はこれに類する書類
 - ☐ 直近2ヵ年の事業年度に係る申請団体の財産目録又はこれに類する書類
 - ☐ 直近2ヵ年の事業年度に係る申請団体の貸借対照表又はこれに類する書類
 - ☐ 申請書提出日現在の申請団体の組織図
 - ☐ 申請書提出日現在の申請団体及びその代表者の市税の完納証明書
 - ☐ 管理させる公の施設又は類似施設の管理に関する業務の実績を記載した書類
 - ☐ 上記以外に募集要項で定める書類
 - ☐ その他管理者が定める書類

様式 3

年 月 日

事業計画書及び収支計画書

本荘由利広域市町村圏組合 管理者 様

申請者 所在地

団体名

代表者職氏名

印

電話番号

本荘由利広域市町村圏組合公の施設の指定管理者に係る指定の手續等に関する条例第3条の規定により、下記のとおり計画します。

記

公の施設の名称	本荘由利広域市町村圏組合特別養護老人ホーム「広洋苑」
管理期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
住民の平等利用の確保について	
住民に対するサービスの向上について	
公の施設の設置目的の効果的な達成について	
公の施設の適正かつ効果的な管理運営について	
公の施設の適正な維持管理について	
申請団体の経営状況について	
(その他特記事項)	

備考 欄が狭く記載しきれないときは、別紙に記載してもかまいません。

(様式 3 - 2)

収支計画書（令和 年度）

（単位：千円）

		内 訳	備 考
収入合計（A）			
項			
目			
項	人件費		
	管理費		
	その他の経費		
目			
収支（A）－（B）			

様式 4

年 月 日

質 問 票

団 体 名

担当者氏名

電 話 番 号

フ ァ ク シ ミ リ

公の施設の名称 (本荘由利広域市町村圏組合 特別養護老人ホーム「広洋苑」)

質問項目	質 問 内 容